

○順天堂大学動物実験等部門委員会規程

平成20年10月1日

規第平20—3号

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学動物実験等管理規則（以下「規則」という。）第8条に基づき動物実験等部門委員会（以下「部門委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部門長等の責務)

第2条 動物実験等を行う部門長等は、当該部門における動物実験等の適正な実施に関する事項を統括し、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 第4条及び第5条に定める部門委員会の委員長及び委員を委嘱すること。
- (2) 規則第5条第2項に基づき学長から委任された事項を処理すること。
- (3) 承認された動物実験計画及び施設等の設置、変更、廃止並びに実験動物の飼養保管状況及び自己点検・評価の結果を学長へ報告すること。
- (4) 実験動物管理者を委嘱すること。
- (5) その他当該学部等における動物実験等の適正な実施のために必要な事項。

(部門委員会の役割)

第3条 部門委員会は、部門長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、これらの事項に関して部門長に対し助言又は報告するとともに、動物実験責任者及び施設管理者に対し、動物実験等の実施に関する報告を求めることができるものとする。

- (1) 動物実験等に関する部門内の細則の立案及び作成に関すること。
- (2) 動物実験計画の審議及び判定に関すること。
- (3) 動物実験計画の終了の結果に関すること。
- (4) 動物実験等の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (5) 動物実験等における施設等に関すること。
- (6) 動物実験等における実験動物の飼養及び保管に関すること。
- (7) 動物実験等にかかわる教育訓練に関すること。
- (8) 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
- (9) その他適正な動物実験等の実施に関する重要なこと。
- (10) その他部門長等から諮問及び委任された事項。

2 前項各号の事項に関し、部門委員会において審議等を行った結果、判断することができ

ない事項については、第5条第2項に定める委員長から順天堂大学動物実験等全学委員会（以下「全学委員会」という。）に当該事項の審議等を要請することができるものとする。

（組織）

第4条 部門委員会は、次の各号に定める委員をもって構成し、委員は部門長が委嘱する。

- (1) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (2) 動物実験に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

（委員の任期及び委員長）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。

2 部門委員会に委員長を置き、部門長等が任命する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（動物実験計画の立案等）

第6条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書を部門委員会に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
- (2) 代替法について十分に考慮すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養保管条件を考慮すること。
- (4) できるかぎり苦痛を軽減することにより動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 致死的な毒性試験、感染実験、発癌実験、放射線照射実験等の苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物が避けることのできない耐え難い苦痛を被っている場合に、実験動物に安楽死処置を施して実験を終了させる時点をいう。以下同じ。）の設定を検討すること。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を変更又は追加する場合には動物実験計画（変更・追加）承認申請書を提出しなければならない。

3 動物実験責任者及び動物実験実施者は、前項より承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

4 動物実験責任者は、年度を越えて動物実験を行う場合は、年度ごとに動物実験計画書を提出しなければならない。

(部門委員会の開催)

第7条 部門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 部門委員会は、半数の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 議事は、半数以上の出席委員の賛否をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、動物実験責任者に対し、部門委員会に出席を求め、申請内容等について説明・意見を求めることができる。
- 5 動物実験の申請内容審査に当たっては、専門の事項を調査・検討するために、当該実験に関与していない研究者に対し、部門委員会に出席を求め、又はその意見を求めることができる。
- 6 部門委員会は、委員長が急を要すると認めた議題については、会議の開催に代えて持回り又は書面で審議することができる。

(審議)

第8条 部門委員会は、動物実験責任者から動物実験計画書(変更・追加する場合を含む。)の提出を受けたときは、審議を経て、承認又は非承認を決定する。その結果を当該動物実験責任者に通知し、全学委員会に報告するものとする。

- 2 審議の判定結果には、その理由を付記するものとする。
- 3 審議の経過及び判定結果は、文書をもって記録・保存し、部門長が必要と認めるときは、公表することができる。

(動物実験等の実施)

第9条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法令等及びこの規則に従うとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を行うこと。
 - ア 実験動物に対する適切な麻酔薬、鎮痛薬、又は鎮静薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死法の選択を行うこと。
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については、関係法令等及び学内関係規則等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のため

の適切な施設や設備を確保すること。

- (5) 動物実験等の実施に先立ち、経験等を有する者の指導下で、必要な実験手技等の習熟に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、当該手術に関する経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験等を実施した後、動物実験終了報告書及び動物実験結果報告書を提出し、使用動物数、当初の動物実験計画からの変更の有無、成果等について全学委員会を経由して学長に報告するものとする。ただし、中止する場合にも同様とする。

(教育訓練)

第10条 部門委員会は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施するものとする。

- (1) 法令等その他学内関係規則等に関する事項
- (2) 動物実験等の方法及び実験動物の取り扱いに関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 全学委員会は、前項の教育訓練の実施が困難なときは、他の部門が実施する教育訓練を受講させる等の適切な措置を講ずるものとする。

3 部門委員会は、前項による教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

(事務)

第11条 部門委員会の事務は、委員長の指名するものがこれに当たる。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、部門委員会に関し必要な事項は、部門長が部門委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、あらかじめ部門長に諮り、全学委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、順天堂大学医学部実験動物委員会規程及び順天堂大学さくらキ

キャンパス実験動物委員会規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。